

令和5年（2023年）1月1日

入札参加者各位

### 現場代理人の兼務について（お知らせ）

建設業法施行令の一部改正に伴い、平成26年7月29日付けでお知らせした現場代理人の兼務についての内容を一部変更し、下記のとおり取り扱います。

なお、手続きに虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、今後、つくば市の発注する工事では兼務を認めないとともに、指名停止措置等を行うこともありますので御注意ください。

### 記

- 1 国又は地方公共団体（独立行政法人、土地改良区及び土地区画整理組合などを含む。）が発注するつくば市内での工事であって、工事現場間の移動が容易であり、工事期間中は、必ずどちらかの現場に常駐して、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理し、発注者との連絡体制が携帯電話等で常時確保できる場合に限り、次のいずれかに該当する場合は、発注者に届け出ることにより、現場代理人の兼務ができる。
  - （1）工事の予定価格（税込み）は、4,000万円未満の工事2件まで。
  - （2）契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであること。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限る。
  - （3）いずれかが災害復旧工事であること。
- 2 受注者は、各工事の発注課等と次に掲げる時期までに現場の管理及び連絡体制について協議を行い、別紙（現場代理人の兼務届）により発注課（所）長に届け出ること。また、各工事の発注者が異なる場合は、当該機関が定める様式の写しを添付すること。
  - （1）施工中の工事と新たに応札を予定している工事の現場代理人を兼務する場合は、施工中の工事の発注課等とは、新たに兼務する予定工事の入札参加申請を行う前に、新たに受注した工事の発注課等とは、請負契約の締結後速やかに協議を行う。
  - （2）2件を同時期に落札し各工事の現場代理人を兼務する場合は、各工事の発注課等と工事の請負契約の締結後速やかに協議を行う。
- 3 適用  
令和5年（2023年）1月1日以降、全ての工事に適用する。